

## 民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市家庭支援推進保育事業実施要綱に基づく家庭支援推進保育事業の対象となる民間保育所に入所する児童の福祉の向上を図るため、運営費等の補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金)

第2条 市長は、神戸市家庭支援推進保育事業を実施する民間保育所（以下「事業実施保育所」という。）に対し、別表に定める額を交付するものとする。

2 事業実施保育所は、前項の補助金の交付を受けたときは、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日、府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）に規定する保育士配置基準を超えて保育士を雇用するための経費に充てるものとする。

### (補助金の交付時期)

第3条 補助金交付は、毎年度上半期及び下半期の2期に分けて行う。

### (補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施保育所は、「民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合はこれを審査のうえ、予算の範囲内で交付額を決定し、「民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付決定通知書」（様式第2号）により、事業実施保育所に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

### (施行の細則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

第2条 民間保育所地域改善人権啓発特別保育事業運営費等補助金交付要綱（平成10年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

種 別	補助金の額（月額）
加配保育士補助金	437,600 円 × 必要常勤保育士分 (ただし、定員 50 名未満は 1 名分 定員 50 名以上は 2 名分とする)

## 民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

所在地

(申請者) 法人名

民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請金額	¥								円
------	---	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、年度 半期分 民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金

### 1. 配置職員等について

配置職員名	配置期間

債権者登録有の場合 債権者登録番号：  
債権者登録無の場合 下記に口座情報を記入

振込口座	銀行名		支店名	
	種別		口座番号	
	名義 (カナ)			

注) 債権者登録をしている方は、住所、名称について、  
債権者登録のとおり記載してください。

